

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成27年1月19日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 競争入札に付する事項

(1) 委託件名

水道メーター一点検事務及び付帯業務委託

(2) 委託場所

次のア、イそれぞれについて、入札に付し、契約を締結する。

ア 下京区、南区及び伏見区（醍醐支所管内を除く。）

イ 東山区、山科区及び伏見区（醍醐支所管内）

(3) 委託概要

ア 水道メーター一点検業務（当局が各戸検針を実施することとした中高層集合住宅における各戸の水道メーターを含む。）

イ 検針関連データ処理等

ウ 「水道使用水量のお知らせ」票の投函・郵送

エ 検針関連の各種データ入力作業・帳票類作成

オ 当局本庁舎との間の文書等の交換業務

カ 当局が指定する印刷物等の配付

キ 当局が実施する広報活動への協力

ク 受託地域内の水道メーター一点検に関するお客さまからの問い合わせ対応

ケ 給水装置及びその使用実態に係る調査

コ 新設物件のお客さま番号シール貼付（投函）業務

サ その他、委託業務の範囲内で当局が必要に応じ指示する業務

(4) 委託期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

2 参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

(1) 京都市上下水道局の平成26年度の競争入札有資格者名簿（物品）に登録されてい

ること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出の日から落札決定の日までの期間に、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。
- (4) 過去に本市の水道メーター点検業務の受注実績（元請負に限る。）が1年以上あること。または、平成21年度以降に、国内の他の水道事業体において、1月当たり10万件以上の水道メーター点検業務の受託実績（元請負に限る。）が1年以上あること。
- (5) 4名以上の常勤の自社社員を常時配置することができ、かつ、その4名については、入札参加申出日において、水道メーター点検業務に類する業務の実務経験を1年以上有する者であること。
- (6) 平成27年4月1日から本業務を確実に履行できる十分な業務体制を整えていること。
- (7) プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認証資格を取得し、かつ、当該入札参加希望申出書とともに個人情報保護に対する入札参加者の方針を示した規定（プライバシーポリシー）を提出すること。

(8) 関係会社の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

- (ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更

生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

3 一般競争入札参加資格確認申請書，仕様書の交付

(1) 交付場所及び問合せ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

(電話 075-672-7728)

ホームページのアドレス

<http://www.city.kyoto.lg.jp/suido/category/174-4-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

(2) 交付期間

この公告の日から平成27年1月27日(火)(京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)とする。

(3) 交付方法

(1)の場所にて無償で交付する。

なお、一般競争入札参加希望申出書については、(1)のホームページにも掲載する。

4 競争入札の参加資格の確認手続等

(1) 参加資格の確認の申請手続

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出し、審査を受けることとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 委託実績調書

上記2(4)に掲げる履行実績を記載し、それを証明する契約書及び仕様書等の写しを添付すること(契約書等がない場合は、発注者の履行証明を添付すること)。

ウ 従業員配置予定調書

上記2(5)に記載の配置予定の社員について、4名以上記入し、それぞれについて、自社社員であることを証明する書類（健康保険証の写し等）を添付すること。

エ プライバシーマーク等の個人情報保護に関する認証資格を証する書類

オ 個人情報保護に対する方針を示した規定（プライバシーポリシー）の写し

(2) 申請書類の提出方法

ア 提出期間

この公告の日から平成27年1月27日（火）まで（休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 提出場所

3(1)の場所

(3) 参加資格の確認の通知について

参加資格があると認められた者に対しては、平成27年1月30日（金）に、その結果を連絡し、当該入札の指名通知を行う。この日以降に競争入札通知書及び入札書を交付する。

なお、参加資格がないと認められた者に対しては、その理由を付して通知する。

(4) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、京都市公営企業管理者上下水道局長（以下「管理者」という。）に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認められた理由の説明を求めることができる。

なお、当該書面は、平成27年2月2日（月）までに、3(1)の場所に提出することとする。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成27年2月5日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(5) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認められた者が、次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は(3)による通知を取り消し、改めてその旨を通知する。

ア 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時まで、規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ 競争入札参加資格の確認後、落札決定の日時までの期間に、要綱第27条第1項

の規定に基づく競争入札の参加停止措置を受けたとき。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

エ その他管理者が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

5 仕様書に対する質問

(1) 仕様書に対して質問しようとする者は、管理者に対し、質問事項、住所、商号及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）を記載、押印した書面（様式不問）を、平成27年2月2日（月）までに、3(1)へ提出することとする（受付時間は、休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに限る。）。

(2) (1)による質問を受けた時は、平成27年2月5日（木）に、参加資格を有すると認めた者全員に対し、書面により質問及び回答を交付する。

なお、(1)の質問期限後は、仕様書に対する質問は受け付けない。

6 入札の実施日及び実施場所

(1) 実施日

ア 上記1(2)アに掲げる委託場所に係る業務

平成27年2月12日（木）午前11時

イ 上記1(2)イに掲げる委託場所に係る業務

平成27年2月12日（木）午前11時30分

(2) 実施場所

京都市上下水道局総務部用度課入札室

(3) 積算内訳書の提出

ア 入札時に、第1回目の入札書に記載された入札金額に対応する積算内訳書を提出することとする。

イ 積算内訳書については、様式は任意とし、記載する内容は、仕様書に順じ、項目、単価、数量及び金額を明らかにすることとする。

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後、上下水道局ホームページにおいて公表し、併せて3(1)の場所で閲覧に供する。

7 入札方法

- (1) 入札は、上記1(2)ア、イに掲げる委託場所に係る業務案件ごとに行う。
- (2) 入札は、原則として、参加資格者が入札に参加して、入札書を入札函に投函することにより実施する。
- (3) 入札者は、(2)により投函した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることはできない。
- (4) 代表者以外の者（以下「代理人」という。）が入札に参加する場合には、本件入札に関し代理人を選任した旨を記載した委任状を提出すること。ただし、代表者の記名押印がある入札書で入札する場合には、委任状の提出は不要とする。
- (5) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載することとする。
- (6) 入札の前に予定価格の公表は行わない。

8 落札者の決定方法

落札決定は総価の比較によって行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。最低の価格で入札を行った者が2者以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。

9 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除く。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とする。

10 契約締結日及び予算の不成立の場合など

- (1) 本件の契約日は平成27年4月1日とする。
- (2) 本件調達に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。また、落札後、契約を締結するまでの間に、落札者と契約を締結することが不相当であると認められる事由が生じた場合は、契約を締結しない。これらの場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生していても、落札者は、その費用を京都市に請求することができない。

11 その他

- (1) 本件入札は、政府調達に関する協定の適用を受けないものではない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 入札保証金及び契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 前金払 無

(6) 部分払 有

(7) 本公告に関する問合せ先は、3(1)に掲げる場所とする。

(上下水道局総務部用度課)